

保政第1493号
令和2年2月5日

各部（局）主管課長 様

保健医療部長

新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起について

令和元年12月以降、中華人民共和国湖北省武漢市など中心に、国内においても、新型コロナウイルス感染症患者の発生が報告されています。

このたび、感染症法に基づく届出の基準等の一部改正に伴い、令和2年2月3日から、本県では「37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省に渡航又は居住していた方」などに関して、新型コロナウイルスへの感染が疑われるため、一般医療機関の受診に際しては、事前に保健所や医療機関等に連絡したうえで受診していただきますよう、御協力をお願いしています。

つきましては、別添のとおり、注意喚起に係る資料を再作成しましたので、貴部所管の各課及び関係団体等に対して、本件に関して周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、中国語版及び英語版については、下記ホームページで随時更新されますので、併せて周知願います。

記

- 1 本県ホームページ「新型コロナウイルスに関連した肺炎について」
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/shingatacoronavirus.html>

担 当：保健医療政策課
感染症・新型インフルエンザ対策担当
電 話：048-830-3557
F A X：048-830-4808